

骨太方針2017、改革工程表の事項の取組状況について

【(6)介護保険制度】

項目 ※()内は改革工程表の項目番号	課題、検討状況 【厚生労働省】	今後の方針 【厚生労働省】
<p>・財政的インセンティブの付与(⑰) 保険者機能の強化に向けた財政的インセンティブの付与の在り方について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、改正介護保険法に盛り込まれた交付金の在り方を検討し、早期に具体化を図るなど、自立支援・重度化防止に向けた取組を促進する。あわせて、調整交付金の活用についても検討する。</p>	<p>○ 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、市町村及び都道府県に対し、自立支援や重度化防止の取組み等を支援するため、予算の範囲内において交付金を交付する旨の規定を新設(2018年4月施行)。</p>	<p>○ 財政的インセンティブの具体的な方法や指標について、地方関係者等の意見も踏まえつつ、予算編成過程で検討する予定である。</p>
<p>・介護医療院への転換(②、⑪(iii)) また、介護医療院について、介護療養病床等からの早期転換を促進するための報酬体系・施設基準を設定する。</p>	<p>○ 2017年6月に成立した介護保険法改正法により、新たな介護保険施設として、介護医療院を新設(2018年4月施行)。</p>	<p>○ 2018年度介護報酬改定に向けて、介護療養病床から介護医療院等への転換が早期に進むよう、介護医療院の基準・報酬・転換支援策について社会保障審議会介護給付費分科会で検討している。</p>
<p>・介護費用の地域差縮減(⑰) 一人当たり介護費用の地域差縮減に向けて、介護費や認定率の地域差や個別の自治体の取組を「見える化」とともに、好事例の全国展開を図る。</p>	<p>○ 年齢調整済みの要介護認定率や一人当たり介護給付費など、地域包括ケア「見える化」システムにおいて、順次「見える化」を推進。 好事例についても、現在約200の事例を地域包括ケア「見える化」システムに掲載。 また、2017年6月に成立した介護保険法改正法において、全自治体に対し、介護保険事業計画の策定に当たり、データ分析の実施を努力義務化(2018年4月施行)。</p>	<p>○ 地域包括ケア「見える化」システムにおいて、引き続きデータの更新や取組事例の掲載を拡充するとともに、介護給付費の地域差等の分析が、国民によりわかりやすい形で提示できるよう、その手法について検討する。</p>

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・介護人材の確保(22)</p> <p>介護人材の確保に向けて、これまでの介護人材の処遇改善等に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。</p>	<p>○ 介護職員の処遇改善については、平成29年度、臨時に介護報酬改定を行い、月額平均1万円相当の処遇改善を実施した。</p> <p>○ 多様な人材の確保と人材育成については、社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会において、介護人材に求められる機能の明確化とキャリアパスの実現に向けた具体的な対応について検討。平成29年10月4日に報告書を取りまとめ。</p> <p>○ 「経済・財政再生計画 改革工程表」において、「介護ロボット・ICTを活用した介護分野の生産性向上に向けた取組を実施」することとされていることを受けて、介護事業所におけるICTの活用については、これまで、介護現場における業務効率化の効果検証及び普及に向けた課題の整理等を進めてきた。</p> <p style="text-align: center;">(次項に続く)</p>	<p>○ 報告書を踏まえ、介護人材のすそ野の拡大に向けた入門的研修の内容を検討する。また、地域医療介護総合確保基金等の活用により、引き続き、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)を踏まえ、多様な人材の確保・育成に取り組んでいく。</p> <p>○ 生産性向上については、介護サービスにおける生産性向上のガイドラインの作成等を行うために必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。</p> <p>また、介護事業所におけるICT普及促進のため、介護情報の事業所間連携を見据えたICTの標準仕様の作成に向けて必要な取組を進めていくために必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。</p> <p style="text-align: center;">(次項に続く)</p>

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・介護人材の確保(22)</p> <p>介護人材の確保に向けて、これまでの介護人材の処遇改善等に加え、多様な人材の確保と人材育成、生産性向上を通じた労働負担の軽減、さらには安心・快適に働ける環境の整備を推進するなど総合的に取り組む。</p>	<p>○ 介護ロボットの開発を促進する上では、介護現場のニーズを踏まえることが重要。このため、2016年度より、介護現場のニーズを開発内容に反映させる事業を実施している。</p> <p>○ 介護事業所における書類削減については、「経済・財政再生計画 改革工程表」等において、書類削減に向けて対応可能なものから実施し、2020年代初頭までに行政が求める帳票等の文書量の半減に取り組むこととされている。これを受けて、介護事業所における削減可能な文書等の実態把握を行っている。</p>	<p>○ 介護ロボットの開発・普及の加速化を図るため、開発プロジェクトを牽引するプロジェクトコーディネーターを配置する等の必要な経費を2018年度概算要求において盛り込んでいる。</p> <p>また、2018年度介護報酬改定に向けて、介護ロボットを用いた介護に係る介護報酬や人員・設備基準の見直し等の制度上の対応について社会保障審議会介護給付費分科会において検討している。</p> <p>○ 介護事業所における文書の実態把握を進め、その結果を踏まえつつ、現場の意見を聴きながら、国が求める帳票等の見直しを行うとともに、自治体が独自に求める帳票等を見直すよう自治体に対して要請するなど、2020年代初頭までの文書量の半減に取り組むこととしている。</p>

【(7)薬価制度の抜本改革】

<p style="text-align: center;">項目 ※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・薬価制度の抜本改革に向けた基本方針(③③) 「薬価制度の抜本改革に向けた基本方針」(平成28年12月20日)に基づき、効能追加等に伴う市場拡大への対応、毎年薬価調査・薬価改定、新薬創出・適応外薬解消等促進加算制度のゼロベースでの抜本の見直し、費用対効果評価の本格導入などの薬価制度の抜本改革等に取り組み、「国民皆保険の持続性」と「イノベーションの推進」を両立し、国民が恩恵を受ける「国民負担の軽減」と「医療の質の向上」を実現する。</p>	<p>○ 薬価制度の抜本改革については、中央社会保険医療協議会において、平成29年1月から9月まで計13回に渡り、以下の論点ごとに議論。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・効能追加等に伴う市場拡大への対応 ・改定年の間の年の薬価調査・薬価改定 ・新薬創出等加算の在り方 等 	<p>○ 引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>
<p>・革新的新薬の評価、長期収載品の薬価の在り方(③①) また、画期性、有用性等に応じて薬価を設定し、創薬投資を促す一方、類似薬と比べて画期性、有用性等に乏しい新薬については、革新的新薬と薬価を明確に区別するなど、薬価がより引き下がる仕組みとする。革新的新薬を評価しつつ、長期収載品の薬価をより引き下げることで、医薬品産業について長期収載品に依存するモデルから高い創薬力を持つ産業構造に転換する。</p>	<p>○ 革新的新薬の評価については、平成29年6月14日、28日の中央社会保険医療協議会においてそれぞれ以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・収載時の薬価算定または既収載品の薬価改定時における薬価上のイノベーション評価 ・新薬創出等加算の対象医薬品、対象企業についてどう考えるか 等 <p>○ 長期収載品の薬価の在り方については、平成29年5月31日の中央社会保険医療協議会において以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後発医薬品への置換えが進まない既収載品の薬価の在り方についてどう考えるか ・長期収載品に依存しないモデルのための方策についてどう考えるか 等 	<p>○ 引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・後発医薬品の薬価の在り方(㉨)</p> <p>メーカーが担う安定供給などの機能や後発医薬品産業の健全な発展・育成に配慮しつつ、後発医薬品の価格帯を集約化していくことを検討し、結論を得る。</p>	<p>○ 後発医薬品の薬価の在り方については、平成29年4月26日の中央社会保険医療協議会において以下の論点を提示して議論を開始。</p> <p>・後発医薬品の価格帯についてどう考えるか 等</p>	<p>○ 引き続き中央社会保険医療協議会等において議論を行い、平成29年末までに結論を得る。</p>
<p>・薬価調査の公表範囲の拡大(㉣)</p> <p>また、薬価調査について、個別企業情報についての機微情報に配慮しつつ、卸売業者等の事業への影響を考慮した上で、公表範囲の拡大を検討する。</p>	<p>○ 関係者から意見を聴取し、具体的な公表範囲について検討中。</p>	<p>○ 関係者と調整の上、卸売業者等が行う価格交渉等の取引への影響を考慮した上で可能な部分について公表事項を拡大する。</p>

<p style="text-align: center;">項目 ※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況 【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針 【厚生労働省】</p>
<p>・医薬品の流通改善(34) 安定的な医薬品流通が確保されるよう、経営実態に配慮しつつ、流通の効率化を進めるとともに、流通改善の推進、市場環境に伴う収益構造への適切な対応を進める。</p>	<p>○ 後発医薬品の数量シェア80%に向けた流通量の増加などの環境変化に対応し、流通体制を持続可能なものとするための流通改善について医療用医薬品の流通改善に関する懇談会で検討中。</p>	<p>○ 引き続き安定供給に必要な流通改善を進めるとともに、適切な価格形成を促進するための単品単価契約の推進、早期妥結の促進について効果的な施策を検討。</p>
<p>・かかりつけ薬剤師・薬局の推進(36) 患者本位の医薬分業の実現に向け、かかりつけ薬剤師・薬局が地域における多職種・関係機関と連携しつつ、服薬情報の一元的・継続的な把握等、その機能を果たすことを推進する。そのための方策の一つとしてICTによる情報共有(あらゆる薬局で活用可能な電子版お薬手帳等)を推進する。</p>	<p>○ 平成28年度に、かかりつけ薬剤師・薬局の機能を評価するための指標(KPI)として、「「患者のための薬局ビジョン」において示すかかりつけ薬剤師としての役割を發揮できる薬剤師を配置している薬局数」の定義及び数値の把握方法を検討した。</p> <p>○ 平成28年度からの予算事業として、「患者のための薬局ビジョン推進事業」においてテーマ別モデル事業を実施しており、メニューの1つに電子版お薬手帳の活用を推進する事業を設定している。また、各都道府県の取組について情報共有及び議論を行うワークショップを開催し、先進・優良事例の横展開を促している。</p>	<p>○ 進捗状況の把握のために、薬局が都道府県知事に報告する事項の省令改正を公布したところであり、平成31年内に都道府県の受付システムが整い次第、把握予定。</p> <p>○ 平成30年度においても、患者のための薬局ビジョン推進事業の実施を検討している。また、電子版お薬手帳だけでなく、ICTを活用した情報共有を推進するメニューへと発展させるとともに、先進・優良事例の横展開を目指した地域ブロックごとの会議等を予定している。</p>

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・調剤報酬の評価の適正化(③7)</p> <p>調剤報酬については、薬剤の調製などの対物業務に係る評価の適正化を行うとともに、在宅訪問や残薬解消などの対人業務を重視した評価を、薬局の機能分化の在り方を含め検討する。これらの見直しと併せて、様々な形態の保険薬局が実際に果たしている機能を精査し、それに応じた評価を更に進める。</p>	<p>○ 調剤報酬の評価について、平成29年3月29日の中央社会保険医療協議会において、以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者本位の医薬分業を実現するために、前回の診療報酬改定の影響を検証した上で、累次にわたる調剤報酬の抜本的見直しを継続するべく、薬局の機能に応じた評価のあり方などについて、どう考えるか。 <p>○ また、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施。</p>	<p>○ 引き続き中央社会保険医療協議会において議論を行い、平成30年度調剤報酬改定を実施。</p>
<p>・生活習慣病治療薬等の処方の在り方(②7(iii))</p> <p>高齢者の生活習慣病治療薬等の重複投薬や多剤投与を含む処方の在り方について検討し、国内外の調査を踏まえ、ガイドラインの作成を含め、適正な処方に係る方策の検討を進める。</p>	<p>○ 生活習慣病の重症化予防と医学管理について、平成29年3月29日の中央社会保険医療協議会において、以下の論点を提示して議論を開始。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ かかりつけ医を中心とした多職種との連携による効果的な医学管理等の推進 ・ 医療機関と保険者・自治体等の予防事業との情報共有の推進 <p>に資する評価のあり方について、どのように考えるか 等</p> <p>【高齢者の重複投薬や多剤投与について】</p> <p>○ 高齢者医薬品適正使用検討会を本年4月に設置し、8月には中間とりまとめとして検討課題と今後の進め方について整理した。検討会の下にワーキンググループを設置し、9月からガイドライン作成作業に着手。</p>	<p>○ 生活習慣病治療薬の処方の在り方について、引き続き検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 診療報酬上の対応については、外来での生活習慣病管理の在り方について、中央社会保険医療協議会において議論を行い、平成30年度診療報酬改定を実施。 ・ また、高齢者の重複投薬や多剤投与については、引き続き、ガイドラインの作成に向けて検討。(最終とりまとめは平成30年度末を予定)

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・後発医薬品の使用促進(28)</p> <p>2020年(平成32年)9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。</p>	<p>○ 後発医薬品の使用割合は進んできているが、80%目標達成に向けこれまで以上の対応が必要。薬剤数量の大きな地域で後発医薬品の使用が進んでいないなど、都道府県間で後発医薬品の使用割合に大きなばらつきが見られるため、より効果的な使用促進策を検討。</p> <p>(最近の取組)</p> <p>○ 後発医薬品の品質確認検査を順次行うとともに、医療用医薬品最新品質情報集(ブルーブック)の公表を開始(H29.3)。</p> <p>○ 日本健康会議(H29.8)において「健康なまち・職場づくり宣言2020」の達成状況を公表。</p> <p>※ 全保険者の取組目標である宣言8『品質確保・安定供給を国に求めつつ、すべての保険者が後発医薬品の利用勧奨など、使用割合を高める取り組みを行う』の達成状況</p> <p>…今年度429保険者(昨年度:262保険者)</p> <p>※ 医療保険者による取組を促すため平成30年度からの医療保険者の各インセンティブ制度の指標に共通して後発医薬品の使用促進に係る指標を取り入れる。</p>	<p>(全国的な取組の推進)</p> <p>○ 品質に対する信頼性確保のため、後発医薬品の品質確認検査品目数の拡大やブルーブックの作成・公表の継続等を進める。</p> <p>・ 診療報酬上の使用促進策については、平成30年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会で議論を行い、議論を踏まえて、診療報酬改定を実施する(これに先立ち、平成28年度診療報酬改定の結果検証に係る特別調査を実施)。</p> <p>(都道府県間の地域差の分析と取組)</p> <p>○ 後発医薬品の使用促進が進んでいない都道府県等の要因をきめ細かく分析し、その要因に即した対応を検討し、実施していく。</p> <p>○ あわせて、都道府県ごとに策定する第3期の医療費適正化計画(2018~2023年度)の目標に後発医薬品の使用割合を盛り込むとともに、例えば保険者協議会や後発医薬品使用促進の協議会を活用して都道府県や医療保険者等が医療機関等に対して働きかけを行うといった現場の取組を促していく。</p>

【(8)生活保護・生活困窮者自立支援】

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・医療扶助費の適正化(④①)</p> <p>医療扶助費の適正化のため頻回受診対策や後発医薬品の使用促進を強化するとともに、生活習慣病予防等のための効果的・効率的な健康管理に向け、データヘルス実施の仕組みを検討する。子供の生活習慣改善に向け、学校等と連携したモデル的な取組について検討を行う。</p>	<p>○ 生活保護受給者の健康管理支援等に関する検討会において、生活保護受給者の健康管理のあり方等について検討。平成29年5月に「データに基づいた生活保護受給者の健康管理支援について(議論のまとめ)」をまとめた。</p> <p>○ 平成29年5月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催。医療扶助費の適正化については、7月27日及び10月12日の部会において、①頻回受診対策②後発医薬品の使用促進③生活保護受給者の健康管理④子どもの健康管理支援等について議論。</p>	<p>○ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における検討結果等を踏まえ、来年の通常国会への法案提出も含めて、必要な措置を講ずる。</p>
<p>・就労支援の推進(④)</p> <p>就労支援事業について、参加率や就労・増収の状況に大きな地域差が存在していることを踏まえ、就労支援を推進する。</p>	<p>○ 平成29年5月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催。就労支援の推進については、6月8日及び9月21日の部会において、就労支援事業への参加率向上に向けた事業の実施手法等について議論。</p>	<p>○ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における検討結果等を踏まえ、来年の通常国会への法案提出も含めて、必要な措置を講ずる。</p>
<p>・生活扶助基準の見直し(④)</p> <p>生活扶助基準について、一般低所得世帯の消費実態との均衡等の観点からきめ細かく検証する。級地について、見直しに向け必要な検証等に取り組む。</p>	<p>○ 社会保障審議会生活保護基準部会において、生活扶助基準と一般低所得世帯の消費水準を比較するため、平成26年全国消費実態調査を基に、収入階級別の消費支出の分析等を実施。</p> <p>○ 級地制度については、地域別の消費水準の差が生じる要因分析等を行う調査研究事業の受託業者の調達手続を実施中。</p>	<p>○ 社会保障審議会生活保護基準部会における検証結果等を踏まえ、平成30年度以降の生活扶助基準の具体的な見直しを実施。</p>

<p style="text-align: center;">項目</p> <p style="text-align: center;">※()内は改革工程表の項目番号</p>	<p style="text-align: center;">課題、検討状況</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>	<p style="text-align: center;">今後の方針</p> <p style="text-align: center;">【厚生労働省】</p>
<p>・生活困窮者自立支援制度の見直し(④)</p> <p>支援につながっていない生活困窮者を把握し、世帯全体への支援につなげる相談支援体制の整備を進め、地域の実情を踏まえ、就労準備支援事業の促進策や家計相談、子供の学習支援、居住支援の推進など、自立に向けた支援メニューの見直しについて費用や効果の観点も踏まえつつ検討する。</p>	<p>○ 生活困窮者自立支援のあり方等に関する論点整理のための検討会において、自立相談支援のあり方等について検討。平成29年3月に「生活困窮者自立支援のあり方に関する論点整理」を取りまとめ。</p> <p>○ 平成29年5月から、社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会を開催。生活困窮者自立支援制度の見直しについては、6月から10月まで計5回の部会において、自立相談支援・就労準備支援事業を含む就労支援・家計相談支援のあり方、子どもの学習支援事業を含む子どもの貧困への対応、居住支援のあり方について議論。</p>	<p>○ 社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における検討結果等を踏まえ、来年の通常国会への法案提出も含めて、必要な措置を講ずる。</p>